

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		管理計画の認定
根拠法令及び条項		マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3第1項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課住宅係
審査基準	関係条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3第2項及び5条の4
	基準 (未設定の場合はその理由)	根拠法令、関係条項及び新座市マンション管理適正化推進計画による審査基準
	参考事項	解釈文書等 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」（令和4年4月1日 国不参第97号、国住参マ第246号） 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3に基づくマンションの管理計画認定に関するガイドライン」（令和3年 国土交通省告示第1286号）
	設定等年月日	令和6年12月10日設定（令和 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定（処分の先例がないか、稀であるもの又は当面申請が見込まれないため）
	設定等年月日	令和6年12月10日設定（令和 年 月 日最終変更）